

(四) 無断出勤ヲ条件トスル解雇ノ場合三回以上ノ無断出勤ヲ五回以上ニ改ムルコト

(六) 解雇ニ関シ犯罪行為ニヨリ處分セラレタルトキトアルモノニ付「工場外」ハ此限リニ非ストノ但書ヲ挿入スルコト

(三) 解雇ニ関シ「命令ヲ拒絶シタルトキ」トアルヲ削除スルコト

以上ノ外ハケ條ノ改正ヲ要求セルモ茲ニハ尙略ス

經過 然リニ会社ハ之ニ対シテ即刻口頭ヲ以テ

第一項 前段ハ認容

第五項 (口)モ認容

第一項 後段、第二、第三、第四項ハ拒絶

第五項 (ハ)(三)拒絶

第五項 (不)ノ保留

古田君シタレハ職工代表者ハ一般職工ニ諮リタル上明日何分ノ申出ヲナスハシト一先ツ退出セリ